

# 令和8年度 就学援助制度のお知らせ

千葉市教育委員会

千葉市では、お子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方のために、学校生活を支援する「就学援助」を行っています。次の1のいずれかに当てはまり援助を希望される方は、お子さんの通う学校へお申し込みください。

※真砂中学校かがやき分校に就学する方は別制度がありますので、学校にお問い合わせください。

## 1 援助の対象となる方【申請理由②～⑧は、令和7年度または令和8年度に当てはまる方】

国立、県立の小学校、中学校又は中等教育学校前期課程に在学する児童又は生徒の保護者で、千葉市に住民票があり、下表の区分①～⑩のいずれかに該当する方

申請理由	理由を証明する書類（コピー可）
①生活保護を受給している	原則として不要
②生活保護が停止または廃止になった	原則として不要
③市民税が非課税である ※居住用財産の買い換え等による特別控除は対象外	原則として不要 ※令和8年1月1日時点で千葉市に住民票のある方のみ（注1, 2）
④個人の事業税が減免されている	減免決定通知書
⑤固定資産税が減免されている ※新築住宅や一定の改修家屋の減額等は対象外	減免決定通知書
⑥国民年金保険料が免除、もしくは国民健康保険料が減免 または徴収猶予されている ※国民年金保険料の1/4免除、国民健康保険料の1割減免は対象外	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 国民健康保険料減免決定通知書 国民健康保険料徴収猶予決定通知書
⑦児童扶養手当を受給している ※申請中で受給が決定していない方は、学校にご相談ください。 ※特別児童扶養手当は対象外	原則として不要
⑧新たに生活福祉資金の貸付を受けた	貸付決定通知書
⑨職業安定所（ハローワーク）登録の日雇労働者である ※手帳を有する方以外に、所得のある方が同一住所にお住まいの場合は対象外	雇用保険被保険者手帳のコピー
⑩上記①～⑨の理由に当てはまらないが、経済的に困難、 または特別な事情がある ※保護者及び同一住所にお住まいの方全員に令和7年（令和7年1月1日～令和7年12月31日）所得の合計が、基準となる総所得以下の場合が対象 ※基準となる総所得以下であるかどうか不明な場合は、学事課で審査しますので提出をお願いします。	原則として不要 ※令和8年1月1日時点で千葉市に住民票のある方のみ（注1, 2） （注1）令和8年1月1日に千葉市に住民票がない場合は、この日に住民票のある市町村にて課税状況や所得額等の税情報が記載された証明書を取得していただき、ご提出をお願いいたします。 （注2） <u>税の申告が済んでいない場合（給与所得のみで年末調整されている方を除く）は、審査することができません</u> ので、収入の有無にかかわらず、税務署または市税事務所で申告をしてください。  ・賃貸住宅にお住まいの場合は、賃貸借契約書等、家賃金額のわかる書類を添付してください。年間の家賃金額が、左記の基準となる総所得に加算されます。（上限額あり。）

### ＜目安額＞

家族人数	2人	3人	4人	5人	6人
家族構成(例)	母2歳 子6歳	母2歳 父38歳 子6歳	母2歳 父38歳 子6歳 4歳	母2歳 父38歳 子6歳 4歳 2歳	母2歳 父38歳 子6歳 4歳 2歳 0歳
基準となる総所得	184万円	210万円	236万円	251万円	275万円
総収入	約288万円	約325万円	約362万円	約381万円	約411万円

- ・基準となる総所得は、世帯の年齢構成によって異なります。
- ・「総収入」は、給与所得者の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額です。
- ※世帯の範囲について、ご不明な点がございましたら学事課までご連絡ください
- 「所得」とは
  - ・給与所得の方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。
  - ・事業所得の方は、確定申告書の「所得金額の合計」です。

- ・保護者の死亡、失業など、特別な事情がある場合は、学校へご相談ください。
- ・住宅ローン等の債務返済は、考慮できません。

- ・資産の保有状況、親族からの援助状況などによっては、援助の対象とならない場合があります。
- ・申請理由③、⑥、⑩は、保護者及び同一住所にお住まいの方全員が該当する必要があります。
- ※証明書が必要な場合、全員の状況を確認できる証明書類が必要です。

## 2 申請の方法

- (1) 申請書は、各小・中・中等教育学校で配布しています。  
またホームページからもダウンロード可能です。
- (2) 申請書に必要な事項を記入（記名押印又は自署）します。
- (3) 申請理由を証明する書類を添付して、学校へ提出します。  
(できる限り保護者の方が直接提出してください。)

千葉市 就学援助 検索



- ・申請書は、お子さん1人につき1枚必要になります。
- ・申請は随時受け付けていますが、年度当初からの援助を希望する方は、4月20日までに学校へ提出してください。
- ・申請の結果は、学校を通じてお知らせします。申請書を提出してから1～2か月程度かかります。
- ・就学援助を翌年度も継続して受給する場合は、申請理由に応じた証明書類が毎年必要になります。学校から2月下旬～3月上旬に連絡がありますので、証明書類を学校へ提出してください。ただし、小学6年生から中学1年生に進学する場合は、中学校へ新たに就学援助の申請書を提出してください。

## 3 援助の内容

就学援助は、下記の費用を支給します。(学校へ納付するお金を免除する制度ではありません。)

表中の金額は年額です。年度途中から認定された場合は、支給される金額が年額とは異なります。また、生活保護を受けている方は、修学旅行費のみが支給対象で、その他は生活保護費から支給されます。

《支給額（年額）》 ※金額については予定額であり、変更する場合があります。

費目	学年	小学校				中学校			支給時期
		1年	2～4年	5年	6年	1年	2年	3年	
学用品費 通学用品費(1年生を除く)		11,630円	13,900円	13,900円	13,900円	22,730円	25,000円	25,000円	年3回に分けて支給 (7月・12月・3月を予定)
校外活動費(宿泊なし)		1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	2,310円	2,310円	2,310円	7月に支給予定 (年度当初に認定された場合のみ支給) ※新入学児童生徒学用品費等については、小学校入学準備金または、中学校入学準備金を受給されている場合は支給されません。
新入学児童生徒学用品費等		57,060円	—	—	—	63,000円 ※	—	—	※制服調整費については、中学校入学準備金を受給されている場合は支給されません。
制服調整費		—	—	—	—	4,000円 ※	—	—	
中学校入学準備金		—	—	—	67,000円	—	—	—	3月に支給予定
校外活動費(宿泊あり) (交通費、見学料のみ)		実費				実費			行事終了後
修学旅行費 (宿泊費、交通費、見学料等)		—	—	—	実費	—	—	実費	行事終了後
通学費		実費(最も経済的な通常の経路・方法による) ※片道通学距離が小学生4km、中学生6km以上で、交通機関を利用して通学する場合のみ支給							年3回に分けて支給 (7月・12月・3月を予定)

## 4 その他

お子さんが安心して学校生活を送れるように、学校と連携しながら就学援助を行っています。申請内容については、プライバシーに十分配慮して取り扱います。

### ＜ひとり親家庭への貸付の紹介＞

母子家庭、父子家庭の方の経済的自立を支援するため、各種資金の貸付を行っています。詳しくは下記URLを参照し、お問い合わせください。(こども未来局こども未来部こども家庭支援課)

<http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/hitorioya-fukushishikin.html> ⇒ 千葉市 ひとり親家庭 貸付 検索

## 5 問い合わせ先

お子さんが通う学校、または

《制度全般・学用品費等》千葉市教育委員会 学事課管理班

TEL 043-245-5928